

最低賃金改定のお知らせ

先月の「かんたんな労務知識」でご案内しましたが、平成30年10月1日より、地域別最低賃金が改定されています。愛知・岐阜・三重の最低賃金額については下記のとおりです。ご確認の上、各社ご対応下さいますようお願い致します。

各県とも、平成30年10月1日より改定です。

支払賃金額をご確認頂き、最低賃金を下回ることのないようご注意ください。

【愛知県の最低賃金】

現行 871円



時間額 898円

【岐阜県の最低賃金】

現行 800円



時間額 825円

【三重県の最低賃金】

現行 820円



時間額 846円



確認のポイント

- ◆ 正社員、パート、アルバイト、技能実習生等、就労形態を問わず全ての労働者に適用されます。
- ◆ 本社の所在地ではなく、実際に働いている事業場の住所地の最低賃金が適用されます。
- ◆ たとえ労使合意の上であっても、最低賃金を下回る場合は法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- ◆ 日給者、月給者の場合、基本給を1時間あたりの時間給に換算してご確認下さい。

【例】 所定労働時間が1日8H、年間所定労働日数260日の会社の場合

898円×8H×21.67日 = **155,678円** ←基本給がこの金額を下回ると要注意です！！

各社の手当によっても計算方法が変わりますので、該当するかも?!と思われる事業所の皆様、確認のお手伝いを致しますので、お声掛け下さい。